

図面に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

東京都市計画 高度地区 総括図 世田谷区都市計画図1 (地域地区等)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

■ 変更箇所

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、

街づくり課へ

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

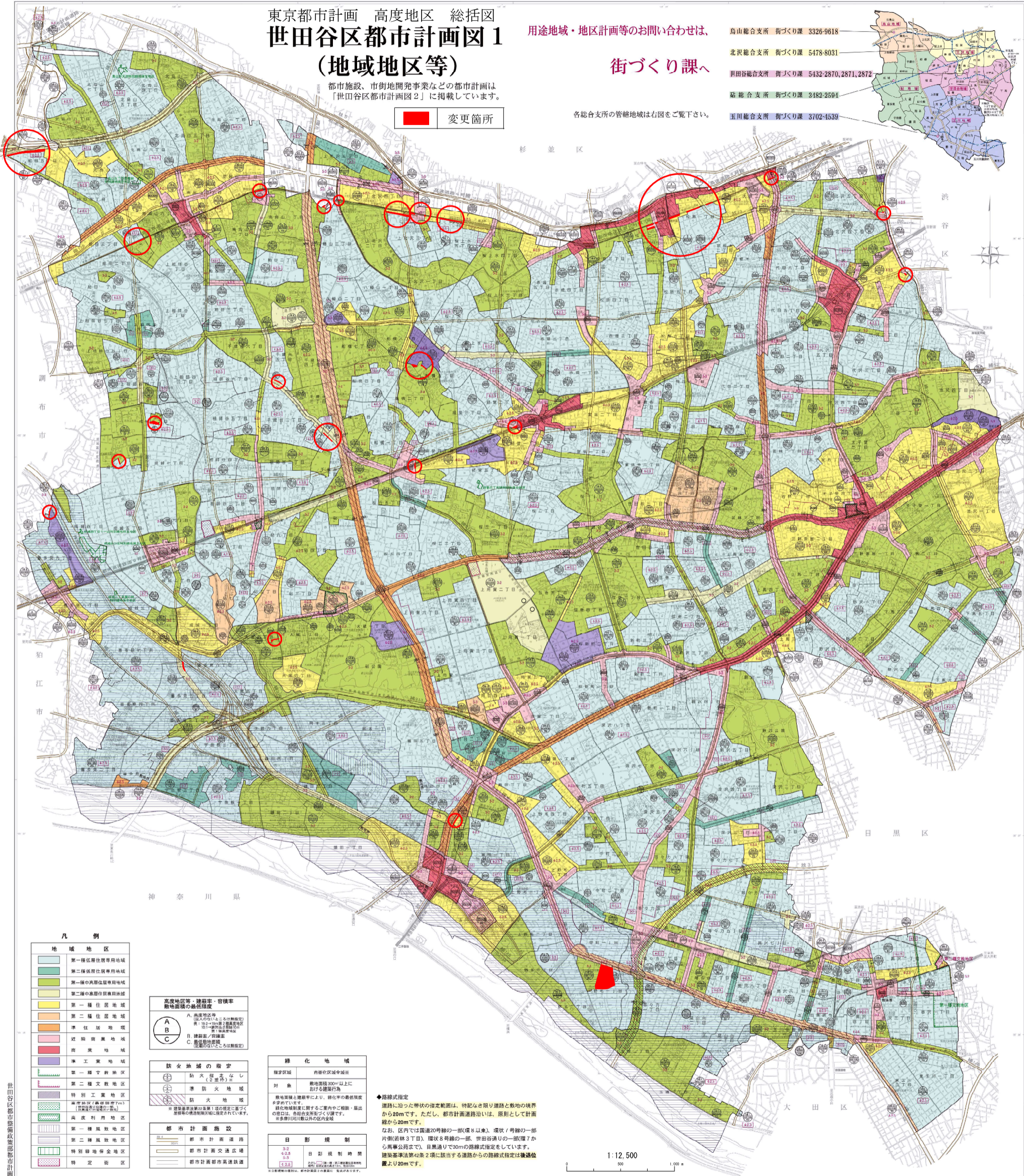
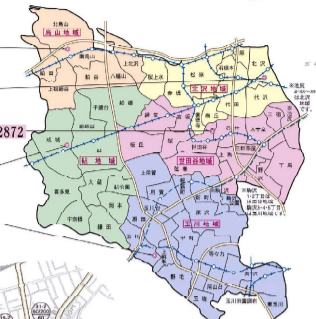
鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618

北沢総合支所 街づくり課 5478-8031

世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872

藤総合支所 街づくり課 3482-2594

玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



凡例

地域地区	
■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	準工業地域
■	第一種文教地区
■	第二種文教地区
■	特別工業地区
■	高度利用地区
■	第一種風致地区
■	第二種風致地区
■	特別緑地保全地区
■	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の最低限度**

区分	最低限度
A	敷地面積の1/10以上(無条件)
B	敷地面積の1/10以上(敷地面積100㎡以上)
C	敷地面積の1/10以上(敷地面積100㎡以上)

防火地域の指定

+	防火指定なし(公園等)
+	防火地域

都市計画施設

	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域

+	緑化地域(指定)
---	----------

日影規制

3.2	日影規制時間
4.2	
5.2	

◆路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特設な限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以南)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通り(一部)から馬車道まで、自馬通りで30mの路線式指定もしています。建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

1:12,500

本図に示す地域地区等の計画図は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また、本図は、都市計画図の一部として作成されたものであり、都市計画図の一部として作成されたものではありません。都市計画図の一部として作成されたものではありません。都市計画図の一部として作成されたものではありません。